

## 一宮市営住宅地内指定場所（屋外）に設置する自動販売機の仕様書

### (1) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものであること。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ 転倒防止対策を行うこと。

### (2) 設置

電気は、電力会社等と直接契約し外部から引き込むこと。電気引込に関する電力会社等との調整及びそれに係る工事は、設置業者の負担で行うこと。

### (3) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 酒類・タバコ及びその類似品の販売は認めないものとする。
- イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、缶又はペットボトル、ビンなど密閉式の容器とすること。
- ウ 販売価格については、標準小売価格以下の価格とすること。
- ※ 消費税増税等により標準小売価格が値上げされる場合は、販売価格の見直しは妨げないものとする。

### (4) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

### (5) 災害発生時の応援

一宮市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、一宮市の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時は、飲料用自動販売機内の在庫商品を無償で一宮市に提供すること。

### (6) 災害発生時の鍵の使用について

- ア 災害時における自動販売機専用鍵の使用については、一宮市と自動販売機の設置業者とで覚書を締結する。
- イ 緊急災害時の自動販売機の開錠用として鍵を一宮市に預ける。
- ウ 一宮市は鍵の使用に関しては、災害発生時のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないこととする。
- エ 一宮市が上記以外の目的で鍵を使用したことが確認された場合は、当該自動販売機の鍵の返却を求めるとともに、損失分の請求を行うことができるものとする。